

平成 20 年 8 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（案）」および  
同適用指針（案）に対する意見について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（案）」第 22 項について

企業が将来の使用を見込んでいる遊休不動産が賃貸等不動産に当たるかどうかについては、当該遊休不動産の現在の遊休状態が、「資産をほとんど使用しなくなってから間もない場合であって、将来の用途を定めるために必要と考えられる期間にあるときには、これまでの使用状況に照らして判断することが適当である」とされている。これについては、使用状況のほか、取得の経緯等も遊休状態か否かの判断において考慮すべきであり、単純に使用されていない期間で判断されるものではないことを明示していただきたい。

（理由）

銀行では、貸出業務における担保権実行の結果として不動産を取得することがある。このようなケースでは、ただちに用途を定めることは難しく、遊休状態の期間が継続することもあり得る。

2. 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針（案）」第 8 項について

賃貸等不動産については、その総額に重要性が乏しい場合は注記を省略することができる」とされており、重要性が乏しいかどうかは、「賃貸等不動産の貸借対照表日における時価を基礎とした金額が、当該時価を基礎とした総資産の金額との比較をもって判断する」とある。当該記載は、賃貸等不動産が総資産に影響を及ぼす程度に大きな比率を占める場合にのみ重要性が認められるとの趣

旨であると理解するが、この点をより明確にしていきたい。

(理由)

現状の記載ではこの趣旨が不明確である。

以 上